

下関市教育委員会 3月定例会 資料

令和3年3月26日(金) 15:00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

第11号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 P 2

第12号 申請書等における押印等の見直しに伴う関係規則の
整備に関する規則 P 4

第13号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 P 13

第14号 教育功労者表彰(篤行表彰)について P 15

第15号 下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則 P 16

第16号 下関市立小学校及び中学校における出席停止の命令の
手続に関する規則の一部を改正する規則 P 18

第17号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 P 20

第18号 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則 P 24

第19号 下関市社会教育指導員設置規程を廃止する訓令 P 28

第20号 下関市文化財保護指導員設置規程を廃止する訓令 P 29

第21号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則 P 31

第22号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について 別冊

[報告事項]

○令和3年度下関市教育委員会指定「魅力ある学校づくり
調査研究事業」について P 34

○フッ化物洗口の実施状況について P 37

- 学校給食施設再編整備について……………P 38
- 令和 3 年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について……………P 41
- 令和 3 年度下関市立東行記念館の臨時開館について……………P 43

教育委員会定例会 日程表

令和3年3月26日（金） 15時00分から
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第11号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	教育政策課
第12号	申請書等における押印等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則	教育政策課
第13号	下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	教育政策課
第14号	教育功労者表彰（篤行表彰）について	教育政策課
第15号	下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則	学校教育課
第16号	下関市立小学校及び中学校における出席停止の命令の手続に関する規則の一部を改正する規則	学校教育課
第17号	下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	学校教育課
第18号	下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	学校教育課
第19号	下関市社会教育指導員設置規程を廃止する訓令	生涯学習課
第20号	下関市文化財保護指導員設置規程を廃止する訓令	文化財保護課
第21号	下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則	幼児保育課
第22号	教育委員会及び教育機関の職員の任免について	教育政策課

日程 2

【報告事項】

○令和3年度下関市教育委員会指定「魅力ある学校づくり調査研究事業」について	学校教育課
○フッ化物洗口の実施状況について	学校保健給食課
○学校給食施設再編整備について	学校保健給食課
○令和3年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	美術館
○令和3年度下関市立東行記念館の臨時開館について	歴史博物館

日程 3

【その他】

■次回開催予定 令和3年4月20日（火）

R3. 4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

R3. 5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

閉会

下関市教育委員会

議案第11号

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則
下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部
を次のように改正する。

第38条第3号を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）の任務が終了したことに伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

旧		新						
第38条 略 (1) 略 (2) 略	第38条 略 (1) 略 (2) 略	第38条 略 (1) 略 (2) 略						
<p>(3) <u>下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により設置された附属機関</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>庶務を処理する組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下関市指定管理候補者選定委員会(生涯学習関係施設)</td> <td>下関市学習等供用会館の設置等に関する条例(平成17年条例第112号)第1.2条第1項の規定による下関市芝学習等供用会館及び下関市串学習等供用会館の指定管理候補者の選定について審議すること。</td> <td>生涯学習課 社会教育係</td> </tr> </tbody> </table>			名称	担任する事務	庶務を処理する組織	下関市指定管理候補者選定委員会(生涯学習関係施設)	下関市学習等供用会館の設置等に関する条例(平成17年条例第112号)第1.2条第1項の規定による下関市芝学習等供用会館及び下関市串学習等供用会館の指定管理候補者の選定について審議すること。	生涯学習課 社会教育係
名称	担任する事務	庶務を処理する組織						
下関市指定管理候補者選定委員会(生涯学習関係施設)	下関市学習等供用会館の設置等に関する条例(平成17年条例第112号)第1.2条第1項の規定による下関市芝学習等供用会館及び下関市串学習等供用会館の指定管理候補者の選定について審議すること。	生涯学習課 社会教育係						
		削除						

下関市教育委員会
議案第12号

申請書等における押印等の見直しに伴う関係規則の整備に関する
規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

申請書等における押印等の見直しに伴う関係規則の整備に関する
規則

(下関市学校寄宿舎管理規則の一部改正)

第1条 下関市学校寄宿舎管理規則(平成17年教育委員会規則第22号)の
一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則(平成17年教育委員
会規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「印」及び「(自署の場合は押印不要)」を削る。

(下関市学習等供用会館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 下関市学習等供用会館の設置等に関する条例施行規則(平成17年教
育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「(自署の場合は押印不要)」を削る。

様式第2号中「(自署の場合は押印不要)」を削る。

(下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例施行規則(平成17年
教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」及び「(自署の場合は押印不
要)」を削る。

(下関市生涯学習センターの設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 下関市生涯学習センターの設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号中「印」を削る。

（下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

（下関市文化財保護条例施行規則の一部改正）

第9条 下関市文化財保護条例施行規則（平成17年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定及び様式第7号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第18号中「㊟」を削る。

（下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号から様式第3号の3までの規定及び様式第5号中「㊟」及び「（自署の場合押印不要）」を削る。

（下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教

第11条 下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」及び「(自署の場合は押印不要)」を削る。

(下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第10号中「㊟」を削る。

(土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」及び「(自署の場合は押印不要)」を削る。

様式第6号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「※自署の場合は押印不要」を削る。

(下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第5号中「㊟」及び「(自署の場合は押印

不要)」を削る。

(下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第17条 下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例施行規則(平成21年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(下関市立東行記念館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 下関市立東行記念館の設置等に関する条例施行規則(平成22年教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

(下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則(平成28年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

提案理由

申請書等における押印等の見直しに伴い、所要の条文整備を行うため。

新旧対照表

条	改正依頼する規則又は訓令の名称	申請書等の名称	改正箇所	旧	新
1	下関市学校寄宿舎管理規則	下関市学校寄宿舎入舎申込書	別記様式	保護者氏名 ⑩	保護者氏名
2	下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則	公民館使用許可申請書 公民館使用中止届	様式第1号 様式第3号	代表者の職名及び氏名 (個人の場合は押印不要) 印	代表者の職名及び氏名 (個人の場合は氏名のみ。)
3	下関市学習等供用会館の設置等に関する条例施行規則	学習等供用会館使用許可申請書 学習等供用会館使用許可届	様式第1号 様式第2号	氏名 (自署の場合は押印不要) 様 氏名 (自署の場合は押印不要)	氏名 様 氏名
4	下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例施行規則	下関市菊川ふれあい会館使用中止届 下関市菊川ふれあい会館建物等破損滅失届 下関市菊川ふれあい会館軽食喫茶室使用許可申請書	様式第3号 様式第4号 様式第5号	代表者氏名 電話番号 (自署の場合は押印不要) 代表者氏名 使用責任者 (自署の場合は押印不要) 代表者氏名 使用責任者 (自署の場合は押印不要)	代表者氏名 電話番号 代表者氏名 使用責任者
5	下関市生涯学習センターの設置等に関する条例施行規則	生涯学習センター使用許可申請書	様式第1号	代表者名 ⑩	代表者名
6	下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例施行規則	ふれあいセンター使用許可申請書 下関市ふれあいセンター指定管理者指定申請書	様式第1号 様式第3号	代表者名 代表者名 代表者名 印	代表者名 代表者名 代表者名
7	下関市港部活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則	港部活動拠点施設使用許可申請書	様式第1号	代表者名 ⑩	代表者名
8	下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例施行規則	角島開発総合センター使用許可申請書	様式第1号	代表者名 ⑩	代表者名

新旧対照表

条	改正依頼する規則又は訓令の名称	申請書等の名称	改正箇所	旧	新
9	下関市文化財保護条例施行規則	文化財指定申請書	様式第1号	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） ⑩	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
		無形文化財 指定・認定申請書	様式第2号	氏名 ⑩	氏名
		文化財指定同意書	様式第3号		
		文化財管理団体指定同意書	様式第7号	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） ⑩	氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
		無形文化財の保持者心身故障等届	様式第8号		
		文化財管理責任者 選任・解任 届	様式第9号		
		指定文化財 所有者・占有者 変更届	様式第10号		
		指定文化財 保持者・保持団体 の氏名等変更届	様式第11号		
		指定文化財の 損傷、盗難・滅失、亡失 届	様式第12号	氏名 ⑩	氏名
		指定文化財所在の場所の変更届	様式第13号		
		指定史跡名勝天然記念物の土地の所在等異動届	様式第14号		
		指定文化財 出品・公開届	様式第15号		
		指定文化財修理届	様式第16号		
		指定文化財補助金交付申請書	様式第17号	あて先 氏名 ⑩	宛先 氏名
		指定文化財現状変更許可申請書	様式第18号	氏名（名称） ⑩	氏名

新旧対照表

		旧		新	
10	改正依頼する規則又は訓令の名称 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則	改正箇所 様式第1号	代表者 職・氏名 Ⓜ (自署の場合押印不要)	代表者 職・氏名	
		申請書等の名称 下関市立美術館特別観覧許可申請書 下関市立美術館施設使用許可申請書(展示室等、造形室、窯場) 下関市立美術館施設使用中止届書			
11	改正依頼する規則又は訓令の名称 下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則	改正箇所 様式第1号	代表者名 Ⓜ (自署の場合押印不要)	代表者名	
		申請書等の名称 下関市立考古博物館特別観覧許可申請書 下関市立考古博物館施設使用許可申請書 下関市立考古博物館施設使用中止届書			
12	改正依頼する規則又は訓令の名称 下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則	改正箇所 様式第1号	氏名(又は団体名及び代表者名) Ⓜ	氏名(又は団体名及び代表者名)	
		申請書等の名称 豊田ホタルの里ミュージアム特別観覧許可申請書 豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用(変更)許可申請書 豊田ホタルの里ミュージアム多目的ホール使用中届 豊田ホタルの里ミュージアム資料寄託申請書 豊田ホタルの里ミュージアム資料貸出許可申請書 豊田ホタルの里ミュージアム施設等破損滅失届			
13	改正依頼する規則又は訓令の名称 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則	改正箇所 様式第1号	氏名(代表者) Ⓜ	氏名(代表者)	
		申請書等の名称 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム使用許可申請書 特別利用許可申請書 資料寄託申請書 資料貸出掲載許可申請書			

新旧対照表

条	改正依頼する規則又は訓令の名称	申請書等の名称	改正箇所	旧	新
14	下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例施行規則	特別利用許可申請書 下関市立豊北歴史民俗資料館施設使用許可申請書 下関市立豊北歴史民俗資料館施設使用中止届書 資料寄託申請書 資料貸出掲載許可申請書	様式第1号 様式第3号 様式第5号 様式第6号 様式第8号	氏名(代表者) 印 氏名(代表者名) 印 氏名(代表者) 印 氏名(代表者) 印	氏名(代表者) 氏名(代表者名) 氏名(代表者) 氏名(代表者)
15	下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則	青年の家使用許可申請書	様式第1号	代表者氏名 電話 引率者(連絡先)氏名 電話 ※自署の場合は押印不要	代表者氏名 電話 引率者(連絡先)氏名 電話
16	下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例施行規則	下関市生涯学習プラザ使用許可(変更)申請書 (その1) 下関市生涯学習プラザ使用許可(変更)申請書 (その2) 下関市生涯学習プラザ使用中止届	様式第1号 様式第2号 様式第5号	代表者氏名 電話 引率者(連絡先)氏名 電話 代表者氏名 電話 (自署の場合は押印不要)	代表者氏名 電話 代表者氏名 電話
17	下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例施行規則	下関市烏山民俗資料館特別観覧許可申請書	様式第1号	氏名(又は代表者名) 印	氏名(又は代表者名)
18	下関市立東行記念館の設置等に関する条例施行規則	下関市立東行記念館特別観覧許可申請書	様式第1号	氏名 印	氏名
19	下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則	寄託申請書	様式第3号	氏名 印	氏名

別紙

申請書等における押印等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則による改正規則一覧

条	例規名称	制定年月日	種別番号
第1条	下関市学校寄宿舎管理規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第22号
第2条	下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第23号
第3条	下関市学習等供用会館の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第27号
第4条	下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第28号
第5条	下関市生涯学習センターの設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第30号
第6条	下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第31号
第7条	下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第32号
第8条	下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第33号
第9条	下関市文化財保護条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第34号
第10条	下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第35号
第11条	下関市立考古博物館の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第37号
第12条	下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第38号
第13条	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第40号
第14条	下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第41号
第15条	下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則	平成17年2月13日	教育委員会規則第43号
第16条	下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例施行規則	平成21年12月1日	教育委員会規則第9号
第17条	下関市烏山民俗資料館の設置等に関する条例施行規則	平成21年12月1日	教育委員会規則第10号
第18条	下関市立東行記念館の設置等に関する条例施行規則	平成22年5月31日	教育委員会規則第23号
第19条	下関市立歴史博物館の設置等に関する条例施行規則	平成28年3月30日	教育委員会規則第9号

下関市教育委員会
議案第13号

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
下関市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部
を次のように改正する。

第2条第6号ただし書を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

美術館の専決権限の見直しに伴い、所要の条文整備を行うため。

新旧対照表

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

旧	新
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 課長 前号に掲げる課の長をいう。ただし、美術館にあつては副館長とする。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 課長 前号に掲げる課の長をいう。</p> <p>~~~~~</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

下関市教育委員会
議案第14号

教育功労者表彰（篤行表彰）について

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

教育功労者表彰（篤行表彰）について

下関市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第4号）第7条の規定に基づき、教育功労者（篤行表彰）を下記のとおり決定し、表彰する。

記

氏名	表彰事由
野上 琢磨	下関市立名陵中学校へ1,000,000円を寄附したことによる。

提案理由

下関市教育委員会表彰規則に基づき、教育功労表彰者として決定するため。

下関市教育委員会
議案第15号

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第
18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの規定中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に残存する
ものは、なお使用することができる。

提案理由

届出書等における押印等の見直しを行うため

改正する規則等の名称	申請書等の名称	改正箇所	旧	新
下関市立小学校及び中学校管理規則	学校お施設以外の施設の利 用届	様式第1号	〇〇学校長 	〇〇学校長
	教科書以外の教材の使用承 認願	様式第2号	〇〇学校長 	〇〇学校長
	教科書以外の教材使用届	様式第3号	〇〇学校長 	〇〇学校長
	使用目的(使用区分)変更 (模様替え) 願	様式第4号	〇〇学校長 	〇〇学校長
	不要施設(設備)に関する 報告	様式第5号	〇〇学校長 	〇〇学校長
	施設(設備)、亡失(損 傷) 報告	様式第6号	〇〇学校長 	〇〇学校長

下関市教育委員会
議案第16号

下関市立小学校及び中学校における出席停止の命令の手続に関する
規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立小学校及び中学校における出席停止の命令の手続に関する
規則の一部を改正する規則

下関市立小学校及び中学校における出席停止の命令の手続に関する規則（平成22年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に残存するものは、なお使用することができる。

提案理由

届出書等における押印等の見直しを行うため

改正する規則等の名称	申請書等の名称	改正箇所	旧	新
下関市立小学校及び中学校における出席停止の命令の申請書等の名称	児童生徒の出席停止に関する意見書	様式第1号	あて先 校長 印	宛先 校長

下関市教育委員会
議案第17号

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

下関市立学校職員服務規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、「検印」を「確認」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「所属長印」を「所属長の確認」に改める。

様式第6号中「申請者印」を「申請者の確認」に、「報告者印」を「報告者の確認」に改める。

様式第7号中「請求者等印」を「請求者等の確認」に改める。

様式第9号から様式第12号までの規定中「㊟」を削る。

様式第13号及び様式第13号の2中「㊟」を削り、「本人印」を「本人の確認」に、「（※印の欄は、職員が記入又は押印する。）」を「（※印の欄は、職員が記入又は確認する。）」に改める。

様式第14号から様式第19号までの規定中「㊟」を削る。

様式第20号中「所属長印」を「所属長」に、「担当者印」を「担当者」に改める。

様式第21号中「㊟」を削る。

様式第22号中「申請者印」を「申請者の確認」に改める。

様式第23号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式で、現に残存するものは、なお使用することができる。

提案理由

申請書等における押印等の見直しを行うため

改正する規則等の名称	申請書等の名称	改正箇所	旧	新
下関市立学校職員服務規程	着任延期願	様式第1号	職氏名 ⑩	職氏名
	履歴書	様式第2号	(氏名) ⑩	(氏名)
	住所届	様式第3号	検印	確認
	氏名等変更届	様式第4号	職氏名 ⑩	職氏名
	出勤簿	様式第5号	職氏名 ⑩	職氏名
	自己研修簿	様式第6号	所属長印	所属長の確認
	休暇簿	様式第7号	申請者印	申請者の確認
	病状報告書	様式第9号	報告者印	報告者の確認
	療養休暇願	様式第10号	請求者等印	請求者等の確認
	出勤届	様式第11号	職氏名 ⑩	職氏名
	特別休暇願	様式第12号	職・氏名 ⑩	職・氏名
	介護休暇願 (介護休暇簿)	様式第13号	職・氏名 ⑩	職・氏名
			氏名 ⑩	氏名
			本人印	本人の確認
			(※印の欄は、職員が記入又は押印する。)	(※印の欄は、職員が記入又は確認する。)

改正する規則等の名称	申請書等の名称	改正箇所	旧	新
下関市立学校職員服務規程	介護時間願（介護休暇簿）	様式第13号の2	氏名	氏名
			本人印	本人の確認
	組合休暇願	様式第14号	職・氏名	職・氏名
			職氏名	職氏名
	面接授業受講承認申請書	様式第15号	職氏名	職氏名
			職氏名	職氏名
	兼職・兼業許可申請書	様式第16号	職氏名	職氏名
			職氏名	職氏名
	職務専念義務免除承認申請書	様式第17号	職氏名	職氏名
			職氏名	職氏名
	休職願	様式第18号	職氏名	職氏名
			職氏名	職氏名
	復職願	様式第19号	職氏名	職氏名
			所属長印	所属長
	時間外勤務・休日勤務命令簿（勤務時間整理簿）	様式第20号	担当者印	担当者
氏名			氏名	
出張届	様式第21号	申請者印	申請者の確認	
		氏名	氏名	
国外・長期旅行承認簿	様式第22号	氏名	氏名	
		氏名	氏名	
国外・長期旅行願	様式第23号	印	印	
		氏名	氏名	

下関市教育委員会
議案第18号

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則
上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年教育
委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掲げる学校職員」の次に「及び県条例第3条の2第1
項の規定の適用を受ける教育職員」を加え、同条第2項を削り、第3項を
第2項とする。

第7条に次の1項を加える。

3 県条例第3条の2第1項の規定の適用を受ける教育職員に係る前2項
の規定の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時
間」に、「360時間」とあるのは「320時間」に、前項第1号中
「45時間」とあるのは「42時間」とする。

第9条を第11条とし、第3条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第
2条の次に次の2条を加える。

（勤務することを要しない時間の指定）

第3条 県条例第3条の3第1項の規定による勤務することを要
しない時間の指定は、校長が行うものとする。

（勤務することを要しない時間における勤務の命令）

第4条 県条例第3条の3第2項の規定による勤務することを要しない時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

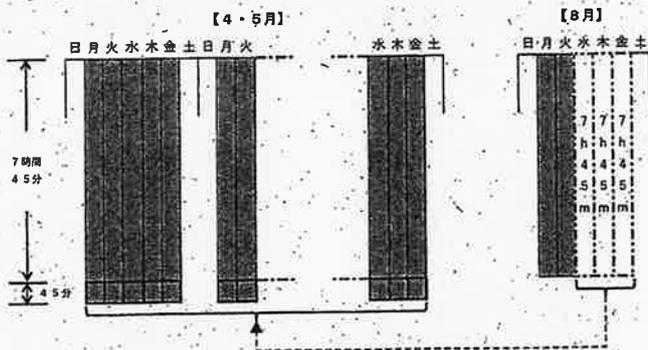
提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正に伴い、必要な条文整備を行うもの。

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第2条 学校職員の週休日（県条例第3条第1項各号に掲げる学校職員の週休日に限る。）<u>、勤務時間、休憩時間が定められるものとする。</u></p> <p>2 校長は、校務の運営のため必要があるときは、<u>4週間を超えない範囲内で定める期間について1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内で、特定の週において38時間45分又は特定の日において7時間45分を超える勤務時間を定めることができる。</u></p> <p>3 校長は、学校職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、<u>週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更を行うことができる。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条</p> <p>第9条</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第2条 学校職員の週休日（県条例第3条第1項各号に掲げる学校職員及び<u>県条例第3条の2第1項の規定の適用を受ける教育職員の週休日</u>に限る。）<u>、勤務時間、休憩時間は、山口県教育委員会が定める基準により、あらかじめ校長が定めるものとする。</u></p> <p>2 校長は、学校職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、<u>週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更を行うことができる。</u> <u>(勤務することを要しない時間の指定)</u></p> <p>第3条 <u>県条例第3条の3第1項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、校長が行うものとする。</u> <u>(勤務することを要しない時間における勤務の命令)</u></p> <p>第4条 <u>県条例第3条の3第2項の規定による勤務することを要しない時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>県条例第3条の2第1項の規定の適用を受ける教育職員に係る前2項の規定の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」に、「360時間」とあるのは「320時間」に、前項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</u></p> <p>第10条</p> <p>第11条</p>

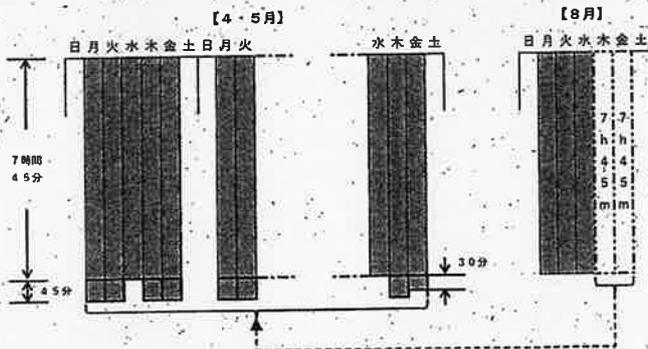
「休日のまとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制について
【制度導入のイメージ】

＜例1＞ 夏季休業中（8月）に連続3日間の休日を確保するため、繁忙期である4・5月に、勤務時間を8時間30分（45分延長）とする日を設ける。



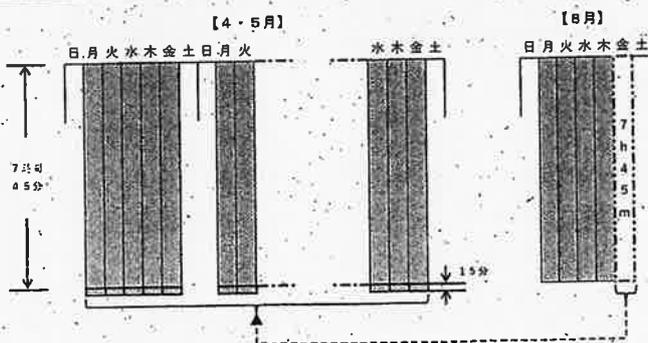
- **勤務時間を延長する日数**
勤務時間を8時間30分とする日を31日とすると、
45分×31日
=1395分=23時間15分
=7時間45分×3日
- **勤務時間** ※通常：8：00～16：30
延長時の勤務時間 8：00～17：30
(休憩時間60分)

＜例2＞ 夏季休業中（8月）に連続2日間の休日を確保するため、繁忙期である4・5月に、勤務時間を8時間30分（45分延長）、8時間15分（30分延長）とする日を設ける。



- **勤務時間を延長する日数**
①勤務時間を8時間30分とする日を20日、②8時間15分とする日を1日とすると、
45分×20日+30分×1日
=930分=15時間30分
=7時間45分×2日
- **勤務時間** ※通常：8：00～16：30
①延長時の勤務時間 8：00～17：30
(休憩時間60分)
②延長時の勤務時間 8：00～17：15
(休憩時間60分)

＜例3＞ 夏季休業中（8月）に1日間の休日を確保するため、繁忙期である4・5月に、勤務時間を8時間（15分延長）とする日を設ける。



- **勤務時間を延長する日数**
勤務時間を8時間とする日を31日とすると、
15分×31日
=465分
=7時間45分×1日
- **勤務時間** ※通常：8：00～16：30
延長時の勤務時間 8：00～17：00
(休憩時間60分)

下関市教育委員会
議案第19号

下関市社会教育指導員設置規程を廃止する訓令

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市社会教育指導員設置規程を廃止する訓令

下関市社会教育指導員設置規程（平成17年2月13日教育委員会訓令第9号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、社会教育指導員は会計年度任用職員に移行したことから、下関市社会教育指導員設置規程を廃止しようとするもの。

下関市教育委員会
議案第20号

下関市文化財保護指導員設置規程を廃止する訓令

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市文化財保護指導員設置規程を廃止する訓令

下関市文化財保護指導員設置規程（平成17年2月13日教育委員会訓令第10号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、特別職非常勤職員であった文化財保護指導員が会計年度任用職員に移行したことから、下関市文化財保護指導員設置規程を廃止しようとするもの。

○下関市文化財保護指導員設置規程

平成17年2月13日
教育委員会訓令第10号

(設置)

第1条 本市に所在する国、県及び市の指定文化財並びに埋蔵文化財等を保護するため、下関市文化財保護指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 指導員は、文化財に関して豊かな識見を有し、指導力及び行動力があり、かつ、人格円満である者のうちから下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第3条 指導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解職)

第4条 委員会は、指導員が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

- (1) 指導員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。
- (3) 本人から辞職の申出があったとき。

(職務)

第5条 指導員は、第1条の目的を達成するため、主として次に掲げる職務を行う。

- (1) 指定文化財及び埋蔵文化財等包蔵地の巡視並びにその保護に努めること。
- (2) 指定文化財並びに埋蔵文化財等の緊急的状況及び埋蔵文化財等の発見について委員会へ報告すること。
- (3) 火気の使用、喫煙等について防火上適切な指導をすること。

(服務)

第6条 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

2 指導員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(勤務)

第7条 指導員は、1月に2回以上巡視を行わなければならない。

(身分証明書)

第8条 指導員は、その職務の遂行に当たっては、別に定める身分証明書を携帯しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月13日から施行する。

下関市教育委員会
議案第21号

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

下関市立幼稚園管理規則（平成17年教育委員会規則第21号）
の一部を次のように改正する。

別表 江浦幼稚園の項及び川中西幼稚園の項を削る。
様式第5号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立幼稚園の廃止に伴い、当該規則の関係箇所の整備を行うため。

下関市立幼稚園管理規則 新旧対照表

旧			新		
別表(第14条関係)			別表(第14条関係)		
名称	利用定員	収容定員	名称	利用定員	収容定員
第一幼稚園	20人	105人	第一幼稚園	20人	105人
豊浦幼稚園	70人	140人	豊浦幼稚園	70人	140人
小月幼稚園	100人	140人	小月幼稚園	100人	140人
内日幼稚園	0人	35人	内日幼稚園	0人	35人
江浦幼稚園	0人	140人	清未幼稚園	120人	160人
清未幼稚園	120人	160人	川中幼稚園	100人	140人
川中幼稚園	100人	140人	豊東幼稚園	40人	70人
川中西幼稚園	0人	70人			
豊東幼稚園	40人	70人			

下関市立幼稚園管理規則 新旧対照表

旧

新

様式第5号(第17条関係)

入 園 申 込 書

園 名

希望幼稚園	下関市立	幼稚園	受付番号	
ふりがな		性別	男女	年月日
氏名		性別	男女	日生
児保育歴		病歴		
ふりがな		幼稚園の	父・母・祖父・その他()	
氏名		氏名		
保護者住所	下関市	町丁	番	号
			地	番
電話番号		連絡方法	電	話
			番	号

上記のとおり入園申し込みます。

年 月 日

保護者氏名

印

(あて先)下関市教育委員会

..... (印)取らないでください

受付番号	幼稚園名	下関市立	幼稚園
------	------	------	-----

(注意事項)

- 1 入園を希望される者は、年 月 日()から 年 月 日()まで(午前9時から午後5時まで)に各幼稚園に申し込んでください。
- 2 申し込み時には面接を行いますので必ず該当児を同伴してください。
- 3 申し込みの際、住所、氏名、生年月日等照合できる書類(母子健康手帳等)を提出してください。
- 4 市立幼稚園2歳以上同時に申し込み込んだ場合は、いずれも失格となります。
- 5 該当幼児は 1年保育 年 月 日から 年 月 日までに生まれた方
2年保育 年 月 日から 年 月 日までに生まれた方
3年保育 年 月 日から 年 月 日までに生まれた方
- 6 1年保育を優先とし、2年保育及び3年保育は余裕のある場合入園できます。

様式第5号(第17条関係)

入 園 申 込 書

園 名

希望幼稚園	下関市立	幼稚園	受付番号	
ふりがな		性別	男女	年月日
氏名		性別	男女	日生
児保育歴		病歴		
ふりがな		幼稚園の	父・母・祖父・その他()	
氏名		氏名		
保護者住所	下関市	町丁	番	号
			地	番
電話番号		連絡方法	電	話
			番	号

上記のとおり入園申し込みます。

年 月 日

保護者氏名

(あて先)下関市教育委員会

..... (印)取らないでください

受付番号	幼稚園名	下関市立	幼稚園
------	------	------	-----

(注意事項)

- 1 入園を希望される者は、年 月 日()から 年 月 日()まで(午前9時から午後5時まで)に各幼稚園に申し込んでください。
- 2 申し込み時には面接を行いますので必ず該当児を同伴してください。
- 3 申し込みの際、住所、氏名、生年月日等照合できる書類(母子健康手帳等)を提出してください。
- 4 市立幼稚園2歳以上同時に申し込み込んだ場合は、いずれも失格となります。
- 5 該当幼児は 1年保育 年 月 日から 年 月 日までに生まれた方
2年保育 年 月 日から 年 月 日までに生まれた方
3年保育 年 月 日から 年 月 日までに生まれた方
- 6 1年保育を優先とし、2年保育及び3年保育は余裕のある場合入園できます。

報 告 事 項
令和3年3月26日
学 校 教 育 課

令和3年度下関市教育委員会指定「魅力ある学校づくり調査
研究事業」について

令和3年度下関市教育委員会指定「魅力ある学校づくり調査研究事業」につい
て、別紙のとおり報告いたします。

令和3年度下関市教育委員会指定
魅力ある学校づくり調査研究事業実施計画書

下関市教育委員会

1. 趣旨

家庭環境や地域社会の変化に伴い、学校や地域が直面する児童生徒の生徒指導上の諸問題は、ますます多様化している。本市においても、小学校及び中学校における不登校児童生徒の人数は依然として高い水準で推移しており、これら児童生徒の将来の社会的自立にとって大きな課題となっている。

そこで、教育委員会では、不登校やいじめ等の未然防止を推進するため、指定校区の学校・保護者・地域と連携しながら、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について調査研究を実施し、指定校区のすぐれた取組を他校区等に周知する。

2. 事業実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 事業内容

教育委員会は、全ての児童生徒を対象とした授業づくりや集団づくりを進めることにより不登校やいじめ等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの調査研究を実施するため、本市の1校区を指定し、指定校区内の各小中学校(以下、「連携校」)に事業を推進する担当者を置く。事業担当者は、学校や地域の実情に応じ、(1)～(5)の内容を実施し、小・中が密に連携しながら、「魅力ある学校づくり」に取り組む。

- (1)不登校やいじめ等を未然に防止し、不登校等の対応の最終的な目標である児童生徒の将来の社会的自立を促すため、豊かな人間関係づくり、学習指導の充実、児童会・生徒会活動の充実、家庭教育との連携など、各学校の創意工夫を生かし、児童生徒にとっての魅力ある学校づくりを推進する。
- (2)不登校やいじめ等の未然防止につながる小・中連携及び小・小連携の効果的な取組方法について調査研究する。
- (3)児童生徒の実態を把握するため、対象児童生徒の意識調査(参照1)を年間3回実施したり、出席状況等を記録(参照2)し、統計処理したりするなど、データの計画的、組織的な収集、分析及び活用について調査研究する。
- (4)不登校やいじめ等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの取組の評価方法について調査研究する。
- (5)調査研究の成果について、リーフレット等の啓発資料を作成し、配布やインターネットへの掲載等を通じて、広報する。

4. 連携校について

区分	学校名	学級数	児童生徒数
連携校	下関市立江浦小学校	(16)	278
	下関市立角倉小学校	(10)	191
	下関市立向井小学校	(11)	224
	下関市立彦島中学校	(15)	387

《参照1》

第1回意識調査(事前調査3月)

(%)

学校種	3 年度 学年	実施 時期 (3月)	児童 生徒数 (人)	ア 学校が楽しい				イ みんなで何かをす るの楽しい				ウ 授業に主体的に取 り組んでいる				エ 授業がよくわかる			
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
	中3	第1回																	
	中2	第1回																	
	中1	第1回																	
	小6	第1回																	
	小5	第1回																	
	小4	第1回																	
	小3	第1回																	
	小2	第1回																	
	小1	第1回																	

4つの基本調査項目+校区
で決定した調査項目

対象学年は小学校4年生から中学校3年生
(事前調査は小学校3年生~中学校2年生)



《参照2》

長期欠席・不登校児童生徒数

不登校の内訳を

「継続数」と「新規数」に分類する。

区分	学校名	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
連携校	江浦小学校	2	()	()	()	()	()	()	()
		3	()	()	()	()	()	()	()
	角倉小学校	2	()	()	()	()	()	()	()
		3	()	()	()	()	()	()	()
	向井小学校	2	()	()	()	()	()	()	()
		3	()	()	()	()	()	()	()
彦島中学校	2	()	()	()				()	
	3	()	()	()				()	

5.期待できる成果

- (1)これまで学校・地域で大切にしてきた取組を、計画的・継続的に点検・見直しすることで、児童生徒にとって、より効果のある取組になる。
- (2)意識調査のデータに基づいて全教職員で点検・見直しを行うことで、児童生徒の実態に応じた児童生徒に届く取組になる。

6.教育委員会の取組

・市町村教育委員会の重点推進事項

- 関係4校への連携のための訪問支援・連絡調整
- 4校の取組を市内の他の校区にも発信し、市全体の小・小／小中連携を推進
- 事業終了後も指定校の小・小／小中連携が継続し発展するよう、体制づくりの支援

・その他

- 児童生徒の意識調査の集計
- リーフレット等の作成

フッ化物洗口の実施状況について

フッ化物洗口の実施状況は次のとおりである。

1. 事業開始

学校ごとに、令和2年9月から令和3年1月までに開始（予定）

令和2年9月より一斉開始する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策が整った学校から順次開始した。

2. 対 象

全小学校の希望者

・実施校 43校／全44校

（1月20日から実施予定の豊北小学校は実施していない。）

・全申込者数及び申込率

申込者数…9,139人／全12,070人

申 込 率…75.7%

3. 新型コロナウイルス感染症対策

実施については、「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン～「学校の新しい生活様式」対応～」における、地域の感染レベルに応じて対応することとした。

・レベル3…実施しない

・レベル2…実施について慎重に検討する

・レベル1…「フッ化物洗口実施のためのチェックリスト」による感染症対策を行った上で実施する

4. 現 状

令和3年1月18日に地域の感染レベルがレベル2に引き上げられたことに伴い、それ以降のフッ化物洗口は中止することとした。

学校給食施設再編整備について

令和3年2月5日付けプロポーザル方式による新調理場整備に係る業者募集開始により、保護者への情報提供を行うもの。

1. 目 的

新調理場整備に係る計画について、業者募集を開始したことによる事業の進捗に伴い、保護者へ現時点で提供できる情報について知らせることを目的とし、資料を配布する。

2. 対 象

全小中学校。

3. 提供方法

各小中学校を通じて資料を配付。

4. 配付時期

3月22日（月）各校へ資料送付。

配付が卒業式以降となるため、在校児童生徒を対象に3月中に資料配付。

なお、4月以降に新1年生へも資料を配付する。

5. 提供資料

別紙

保護者の皆様へ

「新 学校給食共同調理場」ができます!

なんと!

令和3年で
調理場は49歳

これが今の
「南部学校給食共同調理場」です!

- ・ 設置場所：彦島江の浦町3丁目
- ・ 開設年月：昭和47年3月
- ・ 配送校：9校
- ・ 現在食数：2,099食
(開業時は約1万食を提供)



めざすのはより安心・安全な給食

なぜ、新しい学校給食共同調理場をつくるの?



学校給食で一番重要なことは、児童生徒に安心・安全な給食を提供することです。今の学校給食共同調理場や自校式の調理場は老朽化が進んでいます。もし自校式の調理場の建替えや改修が必要となった場合も、共同調理場に余裕があれば、給食を止めることなく共同調理場から提供することもできます。



衛生管理はどうなるの?



新しい調理場では、大量調理施設衛生管理マニュアルを基本に、HACCP^(※)対応や学校給食衛生管理基準等を取り入れて、衛生管理の徹底を図ります。例えば、室温25度、湿度80%以下など厳しい基準が決められていて、各作業室が分けられるなど、最新の基準を取り入れた衛生管理が徹底されます。



※HACCPとは、食材の受入から完成までの間で、危害防止のための各工程の分析・管理・記録をする工程管理の方法です。

場所はどこ? 何食ぐらいを作ることができるの?



場所は、新下関市場内(下関市一の宮住吉三丁目2-1)の予定です。1日最大8,000食作ることができ、保温・保冷性能のある食缶で配送されます。アレルギー対応食も、1日100食作れる独立した専用調理設備を予定しています。(配送校23校:表4参照)



8,000食!

いつから提供されるの? 食材はどこから?



令和6年4月から提供する予定です。
食材も、地産地消を進め、新下関市場関係事業者や市内業者から優先して食材を調達します。



新しい調理場の運営等を委託する事業者の選定は、事業の企画提案を求めるプロポーザル方式で行います。事業者が施設整備・維持管理・運営を行い、各校に配送しますが、献立作成、食材及び食材納入業者の選定は市の責任において決定し管理します。学校給食は子供たちのための大切な事業なので、民設民営になっても、民間事業者に全てを任せるものではありません。(表1~3参照)



市と事業者の主な役割分担(表1)

項目	南部調理場		→	新調理場	
	市	事業者		市	事業者
設計・建設	○	—		—	○
維持管理	○	—		—	○
調理・配送	—	○		—	○
食材調達	—	○		—	○
献立	○	—		○	—
食材・納入業者選定	—	○*		○	—



*事業者がまとめたものを市が承認

市が引き続き責任を持ちます

事業者への事業費の支払い(イメージ)(表2)

市		(支払い)	(a)	事業者	
委託料	→			整備費(設計・建設)	利益含む
		維持管理費(保守・修繕)			
		運営費(調理・配送等)			
食材費(給食費)	→	(b)	食材費(実費相当)		



市は事業者に委託料(a)と、食材費(b)を支払います。
みなさんから徴収した食材費(b)は、給食に使用した食材料の実費相当額で、
現在と同様、食材購入のために充てられ、事業者の利益にはなりません。

今後のスケジュール(表3)

令和3年	令和4年度	令和5年度	令和6年度
▼業者募集			4月給食開始
	▼設計・建設		
			▼給食開始

令和3年2月5日より事業者の募集を開始。新調理場の事業に参加を希望する事業者は企画提案書を提出し、その中から最も優秀な提案を行った事業者を選定。

配送校(表4)

方式	学校名	方式	学校名	方式	学校名	方式	学校名
自校	文関小学校	自校	生野小学校	自校	川中小学校	南部	文洋中学校
自校	名池小学校	南部	本村小学校	自校	川中西小学校	南部	彦島中学校
自校	王江小学校	南部	西山小学校	自校	垢田小学校	南部	玄洋中学校
自校	関西小学校	南部	江浦小学校	自校	勝山小学校	自校	勝山中学校
南部	桜山小学校	南部	角倉小学校	自校	長府小学校	自校	長府中学校
自校	向山小学校	南部	向井小学校			中部	長成中学校

自校：自校調理校13校、南部：南部調理場配送校9校、中部：中部調理場配送校1校

報 告 事 項
令 和 3 年 3 月 2 6 日
美 術 館

令和3年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成17年条例第120号）第2条の規定に基づき、臨時に休館する日及び開館する日を下記のとおりとするので、報告いたします。

記

- 1 臨時休館日
別紙のとおり
- 2 臨時開館日
別紙のとおり

(参考条文)

下関市立美術館の設置等に関する条例（抜粋）

(休館日)

第2条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

以 上

別紙

令和3年度 下関市立美術館臨時休館日及び臨時開館日一覧

臨時休館日

期	間	理由
令和3年5月11日 令和3年5月14日	から まで 4日間	所蔵品展No.154撤収及び同No. 155展示のため
令和3年7月13日 令和3年7月16日	から まで 4日間	所蔵品展No.155撤収及び特別展「久保修 切り絵の世界」展示及び内覧会開催のため
令和3年9月7日 令和3年9月10日	から まで 4日間	特別展「久保修 切り絵の世界」撤収及び所蔵品展No. 156展示のため
令和3年10月19日 令和3年10月24日	から まで 6日間	所蔵品展No. 156撤収及び下関市芸術文化祭美術展作品搬入受付等のため
令和3年10月26日 令和3年10月29日	から まで 4日間	下関市芸術文化祭美術展審査及び展示のため
令和3年11月16日 令和3年11月19日	から まで 4日間	下関市芸術文化祭美術展撤収及び企画展「潮流・下関」展示のため
令和4年1月11日 令和4年1月16日	から まで 6日間	企画展「潮流・下関」撤収及び施設改修のため
令和4年1月18日 令和4年1月23日	から まで 6日間	施設改修のため
令和4年1月25日 令和4年1月30日	から まで 6日間	
令和4年2月1日 令和4年2月6日	から まで 6日間	
令和4年2月8日 令和4年2月10日	から まで 3日間	特別展「野村佐紀子展 海—blue water」展示及び内覧会開催のため
令和4年3月29日 令和4年3月31日	から まで 3日間	特別展「野村佐紀子展 海—blue water」撤収及び所蔵品展No.157展示のため
計 56日間		

臨時開館日

期	間	理由
令和3年5月3日 憲法記念日	(月・祝) 1日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため
令和3年8月10日 山の日の振替休日	(月・振) 1日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）の振替休日のため
令和4年1月4日	(火) 年始休館 1日間	企画展「潮流・下関」開催のため
令和4年3月21日 春分の日	(月・祝) 1日間	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日となる日）のため
計 4日間		

令和3年度下関市立東行記念館の臨時開館について

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（平成21年条例第34号）第3条の規定に基づき、休館日に開館する日を下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1. 休館日に開館する日

(1) 月曜日が国民の祝日に関する法律(以下、「祝日法」という。)に規定する休日となる日

令和3年 5月 3日 (月) 憲法記念日

令和3年 8月 9日 (月) 山の日の振替休日

令和3年 9月20日 (月) 敬老の日

令和4年 1月10日 (月) 成人の日

令和4年 3月21日 (月) 春分の日

(2) 祝日法に規定する休日の翌日が、祝日法に規定する休日となる日

令和3年 5月 4日 (火) みどりの日

令和3年 5月 5日 (水) こどもの日

令和3年 7月23日 (金) スポーツの日

(3) 祝日法に規定する休日の翌日が、土曜日若しくは日曜日となる日

令和3年 7月24日 (土) スポーツの日の翌日

令和4年 2月12日 (土) 建国記念の日の翌日

(4) 祝日法に規定する休日の翌日が、ゴールデンウィーク中の平日となる日
令和3年 4月 30日(金) 昭和の日の翌日

【理由】多くの来館者が見込まれるため

参考条文

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

下関市立東行記念館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が、特に必要と認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日